（法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者）

第二条の五の七　法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　組合員がする育児休業等に係る子が、当該組合員の配偶者の子に該当しない者

二　その他前号に掲げる者に準ずる者として組合が認める者

（法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業）

第二条の五の八　法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業は、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第七号及び人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十一号に掲げる場合における休暇その他これらに相当する休業とする。

（法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合）

第二条の五の九　法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配偶者が日々雇用される者である場合

二　配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して五十六日を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合

三　配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、法第七十条の二第二項に規定する配偶者育児休業等（以下この号において「配偶者育児休業等」という。）をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその配偶者育児休業等の申出を拒まれた場合

四　その他子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると組合が認める場合

（法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合）

第二条の五の十　法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合は、組合員が取得する育児休業等であつて、育児休業手当金が支給されるものを合計二回以上する場合とする。

（法第七十条の三第三項第二号の総務省令で定める場合）

第二条の五の十一　法第七十条の三第三項第二号の総務省令で定める場合は、その養育する一歳に満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業期間が終了する日（当該産前産後休業期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

二　育児休業等の申出をした組合員について介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］